

上尾市訓令第 8 号

本 庁
出先機関

上尾市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市公印規程の一部を改正する訓令

上尾市公印規程（昭和 3 8 年上尾市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

総務課長が保管する公印（以下「総務課長保管公印」という。）の押印を受けようとする者は、押印すべき文書に決裁文書（上尾市事務専決規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する決裁（同条第 2 号に規定する専決及び同条第 3 号に規定する代決を含む。）を受けた文書をいう。次項において同じ。）を添えて、総務課長又は総務課長が指定する公印取扱者に提示しなければならない。この場合において、当該押印を受けようとする者は、あらかじめ、押印を受けようとした日、所属名、押印すべき文書の名称その他必要事項を公印使用記録簿（第 2 号様式）に記載しなければならない。

2 総務課長又は総務課長が指定する公印取扱者は、前項の規定により総務課長保管公印の押印を求められた場合において、押印すべき文書と添付された決裁文書とを照合し、押印することが適当であると認めたときは、これを承認し、当該押印すべき文書に総務課長保管公印を押印するものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 総務課長は、総務課長保管公印の適正な管理上特に必要があると認めるときは、前各項に規定する取扱いの全部又は一部を適当と認める他の方法をもってこれに代えることができる。

第 2 号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。